

水道水質検査等業務仕様書

本仕様書は、京丹波町水道課の発注する水道水質検査業務に適用する。

委託業務の名称

平成23年度 京丹波町水質検査業務委託

業務期間

契約日 ～ 平成24年3月31日

検体数

簡易水道及び飲料水供給施設における区域の検体数は別紙 平成23年度 京丹波町水道事業 水質検査計画のとおりとするが、水道事業の進捗により業務期間中に検体数が増減する場合がある。

業務範囲

1. 採水・回収

- (1) 水質検査対象となる検体の採水は、基本的に京丹波町水道課が行うものとする。
- (2) 京丹波町水道課が採水することが適当でない、又は採水し難いと考えられる場合は受託者に採水依頼する場合がある。
- (3) 採水に係る容器及び器具並びに保存薬品等は受託者の負担とし公定法（水道法、省令、告知及び通知）に準じること。
- (4) 採水容器については京丹波町が事前に決定し受託者に報告する採水予定日の前々日（土日祝日は含まない）までに畑川浄水場(水道課)にて引渡しを行う。
- (5) 緊急時・異常時の対応（採水及び回収、検査、報告）を3日以内に行う。
- (6) 再サンプリングした場合は業者負担で行う。

2. 検査・報告

- (1) 試料採取後、別紙の検査項目を公定法により測定精度、検査方法を遵守し速やかに検査すること。
- (2) 検査結果の報告は原則として採取後2週間以内とすること。
- (3) 甲が検査結果に疑義がある場合は、乙の負担で再検査を実施すること。但し、乙の責に帰さない場合は、この限りでない。
- (4) 水質検査の再委託は認めない。但し、水質管理目標設定項目の農薬類について

はこの限りでない。

- (5) 浄水事故等で特に緊急を要する場合、検査依頼後すみやかに対応し結果を報告すること。

3. その他

- (1) 乙の採水者又は回収者について、甲が適当でないと判断した場合は、速やかに担当者を変更すること。
- (2) 甲に緊急を要する水質検査が生じた場合、乙は全面的に協力すること。
- (3) 本業務において知り得たデータや委託内容の情報について、受託中はもちろんそれ以降についても他人に漏らしてはならない。
- (4) 検査結果についてのバックグラウンドデータや精度管理についてのデータを求めるので、速やかに提出できるよう常に管理しておくこと。
- (5) その他については契約書に定めるものとする。